

京都市中央食肉市場 売買参加者の登録について



京都市中央卸売市場第二市場



1 売買参加者の承認申請について

(1) 関係法令

京都市中央卸売市場業務条例（第25条）

京都市中央卸売市場業務条例規則（第19条）

売買参加者及びせり参加者の承認等取扱要綱

(2) 売買参加者の資格要件

ア 京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）における売買取引について必要な知識を有すること。

イ 民法が定める成年であること。

ウ 申請時において、申請に係る事業を2年以上営業していること。

エ 食肉の年間売上金額が1,000万円以上の額で、かつ業務資金を60万円以上有していること。なお、年間売上金額の対象年度は、申請日の属する年度の前年度とする。

オ 申請者が市場関係事業者に対して、著しく遅延した支払債務を有していないこと。

カ 税法に基づく納税義務を遂行していること。

キ 食品衛生法に規定する営業許可を受けていること。

(3) 承認を受けられないとき

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

ウ 売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

エ 売買参加者として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。

オ 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。

カ 法人である場合にあつては、その業務を執行する役員のうち前（ア）～（オ）（（エ）を除く。）のいずれかに該当する者があるものであるとき。

(4) 申請に必要な書類

ア 法人の場合

	書類名	備考
1	売買参加者承認申請書	(第1号様式)
2	履歴書	(第2号様式)
3	株主・出資者・組合員の氏名・名称及びその出資額・持株数	(第3号様式)
4	財産目録	(第4号様式)
5	事業計画書	(第5号様式)
6	誓約書(法人用)	(第6号様式)
7	京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書	業務課で様式をお渡しします。
8	登記事項証明書	地方法務局
9	代表者の印鑑登録証明書	地方法務局
10	納税証明書(府市民税)	市区町村
11	定款	コピー
12	営業許可書	コピー
13	税法に基づく確定申告書の控え	コピー
14	申請者(代表者)の写真 <u>2枚</u>	正面向き, 上半身, 無帽, 3 cm × 2.4 cm

イ 個人の場合

	書類名	備考
1	売買参加者承認申請書	(第1号様式)
2	履歴書	(第2号様式)
3	財産目録	(第4号様式)
4	事業計画書	(第5号様式)
5	誓約書(個人用)	(第7号様式)
6	京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書	業務課で様式をお渡しします。
7	住民票の抄本	市区町村
8	印鑑登録証明書	市区町村
9	納税証明書(府市民税)	市区町村
10	営業許可書	コピー
11	税法に基づく確定申告書の控え	コピー
12	申請者の写真 <u>2枚</u>	正面向き, 上半身, 無帽, 3cm×2.4cm

(5) 承認手数料等

手数料 : 1,000円
 売買参加者章 : 1,000円

(6) 店舗・施設の実態調査

必要に応じて店舗・施設の実態調査を行うことがあります。

(7) 承認書等の交付

- ア 承認書
- イ 売買参加者章
- ウ 売買参加者身分証明書

2 せり参加者の承認申請について

(1) 関係法令

京都市中央卸売市場業務条例規則（第18条・第22条）
売買参加者及びせり参加者の承認等取扱要綱

(2) せり参加者の資格要件

売買参加者の役員又は使用人でなければならない。

(3) 申請に必要な書類

	書類名	備考
1	せり参加者承認申請書	(第8号様式)
2	履歴書	(第2号様式)
3	申請者の写真 <u>2枚</u>	正面向き, 上半身, 無帽, 3 cm × 2.4 cm

3 売買参加者の承認の取消

(1) 関係法令

京都市中央卸売市場業務条例（第26条）

売買参加者及びせり参加者の承認等取扱要綱

(2) 承認が取り消されるとき

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき

ウ 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。

エ 法人である場合にあつては、その業務を執行する役員のうち前（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者があるものであるとき。

オ 買受代金の支払いを怠ったことにより売買差止め処分を受け、その日から起算して1月以内に支払いを完了しなかったとき。

カ 買受代金の支払いを怠ったことによる売買差止め処分が1年に3回に及んだとき。

キ 過去5年間第二市場で卸売を受けず、かつ届出の住所地での営業が確認できないとき。

4 名称等の変更及び辞退

(1) 関係法令

京都市中央卸売市場業務条例（第27条）

売買参加者及びせり参加者の承認等取扱要綱

(2) 法人の代表者を変更した場合

提出書類

	書類名	備考
1	名称変更等の届出	業務課で様式をお渡しします。
2	履歴書	(第2号様式)
3	登記事項証明書	地方法務局
4	申請者の写真 <u>2枚</u>	正面向き, 上半身, 無帽, 3 cm × 2.4 cm

(3) 法人の名称又は所在地を変更した場合

提出書類

	書類名	備考
1	名称変更等の届出	業務課で様式をお渡しします。
2	登記事項証明書	地方法務局
3	営業許可書	コピー

(4) 法人の資本若しくは出資の額を変更した場合

提出書類

	書類名	備考
1	名称変更等の届出	業務課で様式をお渡しします。
2	登記事項証明書	地方法務局

(5) 個人の住所を変更した場合

提出書類

	書類名	備考
1	名称変更等の届出	業務課で様式をお渡しします。
2	住民票の抄本	市区町村

(6) 売買参加者の承認を辞退する場合

提出書類

	書類名	備考
1	売買参加者承認辞退届	業務課で様式をお渡しします。

(7) その他

売買参加者（個人）が死亡した場合、相続人が売買参加者承認辞退届を提出してください。

5 売買参加者の遵守事項

- (1) 京都市中央食肉市場に入場する際には、売買参加者身分証明書を携帯すること。
- (2) せりに参加するときは、売買参加者章をせり人が確認できる位置につけること。
- (3) 買い受けた物品の代金は、即日、卸売会社に支払うこと。ただし、卸売会社との間で支払猶予の特約を結んだ場合はこの限りではない。
- (4) 売買参加者承認申請の内容に変更があるときは、ただちに届け出ること。
- (5) 売買参加者が死亡又は解散したときは、相続人あるいは清算人がその旨を届け出ること。
- (6) 京都市中央卸売市場業務条例を遵守すること。

問合せ・提出先

担 当： 京都市中央卸売市場第二市場
業務課市場活性化係
住 所： 〒601-8361
京都市南区吉祥院石原東之口2番地
電 話： 075(681)5791
FAX： 075(681)5793
メール： dai2sijo@city.kyoto.lg.jp